

令和6年5月27日招集

第5回 狭山市農業委員会総会議事録

狭山市農業委員会

令和6年第5回狭山市農業委員会総会

令和6年5月27日（月曜日） 開催場所 狭山市役所 602会議室

議事日程

- 1 開会 午後1時30分
- 2 議事録署名委員の選任
- 3 議題
 - (1) 議案第1号 農地利用の最適化に係る活動及び農用地利用集積計画（案）について
 - (2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 4 報告事項
 - (1) 農地法第5条の規定、公共事業の施工に伴う一時転用に係る届出について
 - (2) 令和5年度最適化活動の点検・評価結果等の公表及び報告について
 - (3) その他
- 5 閉会 午後3時30分

本日の出席農業委員 14名

1番 浅見 誠 次	2番 落合 房子	3番 増田 棟 順
4番 渡邊 隆 夫	5番 堀口 一 男	6番 齋藤 栄 一
7番 森田 依見子	8番 仲川 知 範	9番 室岡 芳 浩
10番 清水 芳 則	11番 大野 博文	12番 下村 辰 次
13番 安藤 千 鶴	14番 増田 茂	

本日の出席推進委員 8名

甲 田 善 徳	橋本 貴 男	奥 富 一 利	筋 野 克 典
内 田 博 樹	片岡 弘 幸	久保田 芳 彦	高 橋 弘 樹

職務のため出席した事務局職員

局長 三ツ木 淳 主幹 松川 郁子

事務局 定刻になりましたので、これより令和6年第5回狹山市農業委員会総会を開催いたします。これに先立ち、資料のご確認をお願いします。
本日の配付資料ですが、運営委員会にて配付しました

- ・総会議案書
- ・資料1 議案図面資料

席上に配付しました

- ・総会議案書差替P1～P3
- ・資料2 農地法第5条の届出受理状況
- ・資料3 農地あっせん台帳
- ・資料4 最適化活動の点検・評価結果の公表及び報告
- ・生産緑地地区の変更について
- ・冊子「のうねん」
- ・農業者年金チラシ

となります。

事務局 本日の総会は、現に在任する委員の過半数以上が出席しておりますので『農業委員会等に関する法律』第27条第3項の規定により、成立していますことを報告いたします。

また、『狹山市農業委員会傍聴規定』第2条に規定します傍聴人につきましては、受付簿への記載はございません。

それでは、これより第5回狹山市農業委員会総会となりますが、『狹山市農業委員会会議規則』第3条の規定により、議長を会長にお願いしまして進めて参ります。最初に、会長からご挨拶を頂戴いたします。

会 長 （会長の挨拶）

事務局 ありがとうございました。
それでは、議事の進行を宜しくお願いいたします。

議 事

議 長 只今から、第5回狹山市農業委員会総会を開催します。
始めに『狹山市農業委員会会議規則』第8条の規定に基づき、今回の議事録署名人を選任します。
今回は、議席番号3番 増田棟順委員と4番 渡邊委員にお願いします。
これより議案の審議を行います。
最初に第5回総会の概要を事務局から説明してください。

事務局 農用地利用集積計画は、入間川地区で1件、入曽地区で1件、堀兼地区で4件、奥富地区で4件、水富地区で1件、合わせて11件です。
農地法第3条の申請は、入間川地区1件、奥富地区1件の併せて2件です。
農地法第5条の申請は、入間川地区4件、入曽地区2件、奥富地区1件、柏原地区1件の合わせて8件です。

議長 次に、議案第1号「農用地利用集積計画」を審議していただく前に、農地利用の最適化に係る活動状況について、各推進委員から報告をいただいているのが常ですが、継続委員と新規委員とでは活動も色々かと思えます。今回は、荒地の確認等を行った地区につきまして、推進委員を継続された入間川地区の甲田推進委員、奥富地区の片岡推進委員、水富地区の高橋推進委員に報告いただき、新規委員の方々は参考にしつつ、報告事項があれば報告願います。
はじめに入間川地区の甲田推進委員、お願いします。

甲田委員 農地の見回りをしました。きれいに刈り取られているところもありましたが、鵜ノ木地区の以前から林のようにになっている所は、まだ林状態でした。今後も見回って行きたいと思えます。
利用権設定のため、当事者宅の訪問を行いました。また、3条・5条申請の事前審査を農業委員の方と行いました。

議長 続いて奥富地区片岡推進委員に報告願います。

片岡委員 田に水が入り、代かきをしているので、畦もかなりきれいになっています。市制70周年事業で田んぼでビーチフラッグが行われ、手伝いをしました。堤防はたの牧草のようなイネ科の植物が実を持ち始めていますので、できれば川越土木事務所で刈っていただけるとよいのですが。また、他の課の許可で砂利採取を行っている所があり、農業委員と見てきました。その場所は正式に書類を通していたが、許可証明の掲示がなかったので、周辺の人は不安に思っていました。

議長 続いて水富地区高橋推進委員に報告願います。

高橋委員 ゴールデンウィークで、草刈りをしてくれる方がいました。気を遣って管理している所は、年間とおして大きく荒れることはないが、そうでない所もあり、枯れた草の中から青い草が出ている所があります。引き続き見ていきたいです。また、回っている中で何人かの農家の方と話しができましたが、将来的に管理が不安という声がありました。心配事があれば、私は推進委員なので、お話してください、と伝えました。

議長 報告が終わりましたが、農業委員から質疑等はございますか。
無いようですので、活動報告は、承認いただいたものといたします。
なお、次回総会からは担当地区の遊休化確認や利用権設定に係る事務について推進委員活動として全委員から報告いただきますので宜しくお願いします。
それでは、議案第1号「農用地利用集積計画」を議題とします。
議案第1号「農地利用集積計画」について事務局より説明を求めます。

事務局 第4回総会にて利用権設定の報告は推進委員活動の一環であることから、自らの報告について了承いただいたところではありますが、今回は依頼事項等も重なり、また、就任から間もないこともあり、事務局にて一括で説明させていただきます。

今回は、利用権の設定が21筆、
地目「田」が10,611㎡、「畑」が14,913㎡です。
権利関係では賃貸借が6件9筆、使用貸借が5件12筆となります。
詳細につきましては、総会議案書の2ページからとなります。

順にご説明いたしますが、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定では「本人、同居の親族に係る案件については、議事への参与を制限する。」とされており、案件7番から9番までの大野委員及び11番の浅見会長は議事への参与ができませんので、傍聴人席への移動を願いますとともに、この間の議長を職務代理者である落合委員にお願いしたいと考えます。

1番

設定を受ける人は、祇園に居住の方、設定を行う人は、入間川に居住の方です。
該当地は、入間川2丁目 他1筆、地目は田、面積は1,600㎡、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定で、受け人は、基準到達者の扱いとなっています。

2番

設定を受ける人は、水野に居住の方、設定を行う人は、水野に居住の方です。
該当地は、水野字月見野、地目は畑、面積は1,630㎡、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定で、受け人は、基準到達者の扱いとなっています。

3番

設定を受ける人は、堀兼に居住の方、設定を行う人は、川越市南大塚に居住の方です。該当地は、堀兼字平野 他1筆、地目は畑、面積は1,706㎡、権利の種類は、2年間の賃貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

4番

設定を受ける人は、堀兼に居住の方、設定を行う人は、東久留米市下里に居住の方です。該当地は、堀兼字富士見里 他2筆、地目は畑、
面積は3,062㎡、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定で、受け人は、基準

到達者の扱いとなっています。

5 番

設定を受ける人は、堀兼に居住の方、設定を行う人は、堀兼に居住の方です。

該当地は、堀兼字平野、地目は畑、面積は1, 187 m²、権利の種類は、10年間の使用貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

6 番

設定を受ける人は、加佐志に居住の方、設定を行う人は、加佐志に居住の方です。

該当地は、加佐志字金ヶ崎、地目は畑、面積は1, 991 m²、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

7 番

設定を受ける人は、上奥富に居住の方、設定を行う人は、上奥富に居住の方です。

該当地は、上奥富字神明 他1筆、地目は田、面積は2, 687 m²、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

8 番

設定を受ける人は、上奥富に居住の方、設定を行う人は、入間市牛沢町に居住の方

です。該当地は、下奥富字神田、地目は田、面積は3, 284 m²、権利の種類は、5年間の賃貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

9 番

設定を受ける人は、上奥富に居住の方、設定を行う人は、さいたま市北区に居住の

方です。該当地は、下奥富字西川原、地目は田、面積は3, 040 m²、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

10 番

設定を受ける人は、下奥富に居住の方、設定を行う人は、下奥富に居住の方です。

該当地は、下奥富字三島木、地目は畑、面積は881 m²、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

11 番

設定を受ける人は、笹井に居住の方、設定を行う人は、笹井に居住の方 他1名で

す。該当地は、笹井字北原 他5筆、地目は畑、面積は4, 456 m²、権利の種類は、5年間の使用貸借権設定で、受け人は、認定農業者となっています。

説明は、以上です。

議 長 説明が終わりました。

落合委員 質疑を受け付けます。

質疑が無いようですので、利用権設定については、承認いただいたものといたします。

事務局 議事が決しましたので、自席へお戻りいただき、会長におかれましては引き続き議事の進行をお願いいたします。

議 長 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号1番について、ご説明いたします。
本件は、第4回総会において審議が行われ、「許可」と決したものでありますが、本人から税理士との相談にて税金の関係から筆数を変更したいとの申し出を受けたもので、これを取り消し、新たに申請がされたものです。
受人は、入間川に居住の方、渡人は、受人と同居の方で、世帯内贈与にあたります。該当地は、入間川2丁目 他3筆、地目は田、面積は1,949㎡、所有権の移転です。
受人世帯は、遊休農地は無く、露地野菜複合経営を継続し、周辺地域農業に支障が無いものです。
以上です。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』といたします。
次に、整理番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 議案第2号2番について、ご説明いたします。
受人は、下奥富に居住の方、渡人は、入間市に居住の方で、新規参入にあたります。該当地は、下奥富字八反目、地目は畑、面積は495㎡、賃貸借権の設定です。
受人は、造園で働いていましたが、独立し、自営にて植木生産及び造園を目指すもので、今後も常時従事する意思を示すとともに、樹高や葉張りによる周辺農地への影響、用水路清掃への参加等、周辺地域農業への配慮も示しております。

議 長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑が無いようですので、本件を許可とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可』といたします。
次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。
整理番号1番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案第3号1番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市入間川字中向沢、地目は畑、地積は337㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
フォレスト歯科 梶田医院
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は自己用住宅です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条及び農地法施行規則第33条第4号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号2番について、担当委員の説明を求めます

渡邊委員 議案第3号2番について、審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中向沢、地目は畑、地積は368㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
フォレスト歯科 梶田医院
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人で、転用目的は自己用住宅です。詳細

につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条及び農地法施行規則第33条第4号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号3番について、担当委員の説明を求めます。

渡邊委員 議案第3号3番について、審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字中向沢、地目は畑、地積は494㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
フォレスト歯科 梶田医院
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は川越市に居住する個人で、転用目的は自己用住宅です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので、朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条及び農地法施行規則第33条第4号に該当しま

す。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号4番について、担当委員の説明を求めます。

安藤委員 議案第3号4番について、審査結果を報告します。
申請地は狭山市入間川字沢台 他1筆、地目は畑、地積は446㎡です。
農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
中央中学校 ぎんなんクリニック
- ・インフラの整備が進んでいる はい 上下水道 ガス管
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市で社会福祉法人の事業を行っている法人です。転用目的は障害者就労支援施設です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願います。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号5番について、担当委員の説明を求めます。

仲川委員 議案第3号5番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字北入曾字上之原、地目は畑、地積は300㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
入間野中学校 入間野小学校
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第2種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は所沢市に居住する個人です。転用目的は住宅用敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議長 説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号6番について、担当委員の説明を求めます。

清水委員 議案第3号6番について、審査結果を報告します。

申請地は狭山市大字南入曾字北流、地目は畑、地積は422㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある はい
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
山王中学校 山王小学校
- ・インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第1種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅用敷地です。

詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条及び農地法施行規則第33条第4号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしくお願いいたします。

議 長

説明が終わりました。

質疑等を受け付けます。

質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。

賛成の方の挙手を願います。

挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。

次に、整理番号7番について、担当委員の説明を求めます。

齋藤委員

申請地は狭山市大字上奥富字上川原 他1筆、地目は畑、地積は362.49㎡です。

農地区分につきましては、

- ・10ha以上の集団性がある いいえ
- ・500m以内に公共公用施設が2以上ある はい
狭山市市民会館 石心会病院
- ・インフラの整備が進んでいる はい 上下水道
- ・駅、インターチェンジから300m以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第3種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市に居住する個人です。転用目的は住宅用敷地です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。また、申請にあたり理由書が添付されていますので朗読します。

(理由書の朗読)

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・必要性は 適
- ・緊急性は 適
- ・周辺農地への影響は 無
- ・目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第5条に該当します。以上のことから、本件は許可相当

と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
次に、整理番号 8 番について、担当委員の説明を求めます。

増田茂委員 申請地は狭山市柏原字半貫 他 1 筆、地目は畑、地積は 2, 0 1 0 m²です。
農地区分につきましては、

- ・ 1 0 ha 以上の集団性がある はい
- ・ 5 0 0 m 以内に公共公用施設が 2 以上ある いいえ
- ・ インフラの整備が進んでいる いいえ
- ・ 駅、インターチェンジから 3 0 0 m 以内にある いいえ

以上のことから、申請地は第 1 種農地と考えます。また、現在の利用状況は遊休農地です。事業計画者は狭山市でゴルフ場の運営事業を行っている法人です。転用目的は既存敷地の拡張です。詳細につきましては、資料図面を参照ください。
また、申請にあたり理由書が添付されていますので朗読します。

（理由書の朗読）

理由書により、次の項目が読み取れます

- ・ 必要性は 適
- ・ 緊急性は 適
- ・ 周辺農地への影響は 無
- ・ 目的実現性は 適

根拠法令としては、農地法第 5 条及び農地法施行規則第 3 5 条第 5 号に該当します。以上のことから、本件は許可相当と判断しましたが、審議をよろしく願いいたします。

議長 説明が終わりました。
質疑等を受け付けます。
質疑は無いようですので、本件を許可相当とするかを、お諮りします。
賛成の方の挙手を願います。
挙手総員（多数）です。よって、本件を『許可相当』とし、県に提出します。
以上をもちまして、本日の議題は終了しました。
次に、報告事項に移ります。
事務局から農地法、その他関係法令に係る届出について、その受理状況について説明を求めます。

- 事務局 資料2をご覧ください。
農地法第5条の規定による届出は、2件3筆、地目「畑」、いずれも住宅敷地で554㎡です。
次に公共工事の施工に伴う一時転用に係る届出は、1件1筆、680㎡です。
工期は8月末を予定しております。
説明は、以上です。
- 議長 説明が終わりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に「農地あっせん台帳」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 農地のあっせんにつきましては、農地を貸したい、借りたいと様々ではありますが、当該農地について、どなたか希望する方がいらっしゃいましたら、事務局までお知らせください。
また、推進委員活動として心当たりがある農地がありましたら、進めていただければと思います。
- 議長 説明がおわりました。
質疑を受け付けます。
質疑はないようです。
次に、資料4の『最適化活動の点検・評価結果等の公表及び報告』について説明願います。
- 事務局 資料4の『最適化活動の点検・評価結果等の公表及び報告』につきまして、ご説明いたします。
このことにつきましては、農業委員会等に関する法律第6条第2項におきまして、農地等の利用の最適化の推進に関する事項について事務を行うとされております。
同事務につきまして、令和5年度の実績がまとまりましたので報告するものです。
この資料につきましては、お持ち帰り後に確認いただきまして、何かございましたら事務局までご連絡の程、宜しく願いいたします。
- 議長 次に「生産緑地地区の変更」について事務局から説明をお願いします。
- 事務局 生産緑地地区の変更について都市計画課より一覧表が届いております。筆ごとの細かな資料は都市計画課で保管しているとのことでありますので、ご覧になりましたら

い委員がいらっしゃいましたら所管課である都市計画課までお願いいたします。

議 長 質疑を受け付けます。

質疑はないようです。

その他について、委員から何かありますか。

無いようですので、これをもちまして、第5回狹山市農業委員会総会を終了します。ご協力ありがとうございました。